

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第2号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改める。

附則第5項中「100分の1.275」を「、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425」に、「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700

20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200

55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		

90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
94		294,400	342,200	381,100	
95		294,800	342,700	381,500	
96		295,200	343,100	381,900	
97		295,400	343,200	382,200	
98		295,700	343,700	382,700	
99		296,100	344,100	383,100	
100		296,500	344,400	383,500	
101		296,700	344,700	383,800	
102		297,000	345,100		
103		297,400	345,500		
104		297,700	345,900		
105		297,900	346,400		
106		298,200	346,800		
107		298,600	347,200		
108		298,900	347,600		
109		299,100	348,100		
110		299,500	348,500		
111		299,900	348,800		
112		300,200	349,100		
113		300,300	349,600		
114		300,600			
115		300,900			
116		301,300			
117		301,500			
118		301,700			
119		302,000			
120		302,300			
121		302,700			
122		302,900			
123		303,200			
124		303,500			

125		303,800				
-----	--	---------	--	--	--	--

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが、扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条中「給料の月額」の次に「並びに月額で定められている特殊勤務手当の額の合計額」を、「乗じたもの」の次に「から7時間45分に1年における休日の日数に相当するものとして規則で定める数を乗じたものを減じたもの」を加える。

第20条第1項中「及び附則第2項第2号」を削り、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「。附則第2項第2号において同じ。」を削る。

第23条第1項中「及び附則第2項第3号」を削り、同条第2項中「当該職員の勤勉手当基礎額に」の次に「当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に」を加え、「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合に

は100分の95」を「100分の90」に改める。

第23条第3項を次のように改める。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、職員が受けるべき給料とする。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第6項まで並びに附則第7項の前の見出し及び同項から附則第11項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 紀南環境広域施設組合職員の育児休業等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。